

＜ハーグ条約実施法による親子交流調停（審判）の申立てをされる方へ＞

1 ハーグ条約実施法により当庁で親子交流調停（審判）手続を行える場合

子の父母¹は、離婚後又は別居中の子との交流を求める調停（審判）を申し立てることができます。また、一度決まった子との交流であっても、その後に事情の変更があった場合（子の年齢、状況等に相当変化があった場合など）には、交流の内容、方法等の変更を求める調停（審判）を申し立てることができます。原則として、調停は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、審判は子の住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行うこととなります。ただし、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下「ハーグ条約実施法」といいます。）によれば、外務大臣からハーグ条約実施法による外国返還援助決定若しくは日本国交流援助決定を受けている場合、あるいは、子の返還の申立てをした場合、親子交流調停（審判）手続を東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所においても行うことができます。

【東京家庭裁判所でも親子交流調停（審判）を行える場合】

① 子の住所地（日本国内に子の住所がないとき、又は住所が知れないときは、その居住地。）が次にあるとき

- ・札幌高等裁判所の管轄区域内・・・北海道
- ・仙台高等裁判所の管轄区域内・・・宮城県、青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県
- ・東京高等裁判所の管轄区域内・・・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、茨城県、栃木県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
- ・名古屋高等裁判所の管轄区域内・・・愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県

② 日本国内に子の住所がない場合又は住所が知れない場合であって、日本国内に子の居所がないとき又は居所が知れないとき

【大阪家庭裁判所でも親子交流調停（審判）を行える場合】

子の住所地（日本国内に子の住所がないとき、又は住所が知れないときは、その居住地。）が次にあるとき

- ・大阪高等裁判所の管轄区域内・・・大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県
- ・広島高等裁判所の管轄区域内・・・広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県
- ・福岡高等裁判所の管轄区域内・・・福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県
- ・高松高等裁判所の管轄区域内・・・香川県、徳島県、高知県、愛媛県

なお、親子交流調停（審判）手続は、必ず弁護士を選任しなければならないものではありません。ただし、この手続では、親子交流について取り決めるに当たってどの国の法律を適用するのか、その法律によれば、申立人がどのような場合に子と交流をすることができるか、親子交流等に関する取決めが常居所地国においても効力を有するのかという点についての検討のため、我が国や常居所地国等の法律の知識が必要となってくることがあります。そのため、一度、法律の専門家である日本の弁護士に相談されることをおすすめします。弁護士に依頼をすると、依頼を受けた弁護士があなたの代理人として、申立書等の書面の作成をはじめ、手続における主張・立証活動を行います。

弁護士の紹介については、中央当局である外務省にお問い合わせください。

¹ 父母以外の親族が子との交流を求める調停（審判）を申し立てるには、法律の定める要件を満たす必要があります。

外務省領事局ハーグ条約室

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話 03-3580-3311 (代表)

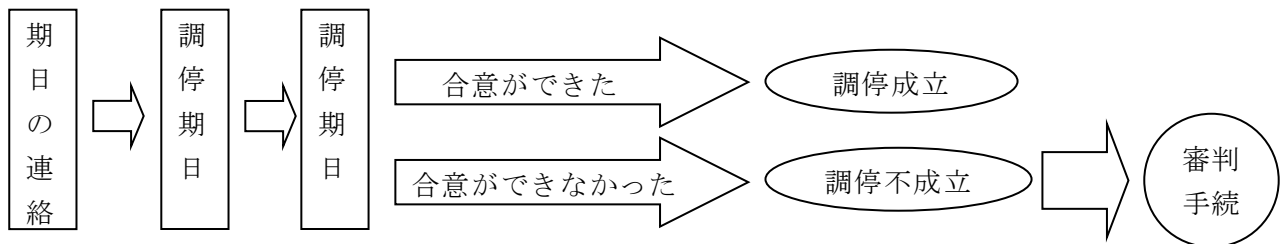
Email hagueconventionjapan@mofa.go.jp

2 調停手続とはこのような手続です。

調停手続とは、調停委員会によって当事者間の意見の調整と合意の形成を行うものです。調停委員会は、当事者双方に事情を尋ねたり、意見を聴いたりして、双方が納得の上で問題を解決できるように、中立・公正な立場から、助言やあっせんをします。調停委員会は、通常、裁判官1名と民間の良識ある人から選ばれた調停委員2名以上で構成されます。調停は平日に行われます。

調停手続の流れは下図のとおりです。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員会が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。調停手続は非公開の手続です。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に子の状況等について調査を行う場合もあります。



子との交流の在り方をどうするかということは、本来は当事者相互の話し合いによって合意の上で決めることが望ましいといえます。そのため、当初から、親子交流の審判が申し立てられた場合であっても、裁判官の判断により調停手続に付されることがあります。

3 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・対象となる子（未成年者）1人につき1200円
- 連絡用の郵便切手・・・申立先の裁判所で必要な郵便料については、「親子交流調停」手続説明ページから「各地の裁判所の裁判手続利用ページ一覧」をご確認ください。なお、本件手続は「家庭裁判所」の手続ですので、各地の裁判所のサイトで郵便料を確認される際は「家庭裁判所」ボタンをクリックしてください。

4 申立てに必要な書類等（東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所に申し立てる場合は両家庭裁判所のウェブサイトをご確認ください。）

- 申立書2通
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用の2通を提出してください。なお、申立書には、外国返還援助の決定若しくは日本国交流援助の決定を受けた旨又は子の返還の申立てをした旨を必ず記載してください。
- 事情説明書1通

- 送達場所等届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 申立人、相手方及び子それぞれの身分事項（国籍、本籍、生年月日、身分関係等）を証する公的書面 1 通
 - 戸籍謄本（全部事項証明書）、婚姻証明書、出生証明書、パスポートの写しなどが考えられます。
 - 申立人と相手方が過去に婚姻していたが離婚したという場合には、婚姻を証する書面に加えて、離婚を証する書面も添付してください。
- 申立人が日本や常居所地国における裁判や合意により親子交流を行うことができる場合には、これを証する書面
- 外国返還援助決定、日本国交流援助決定に係る通知のコピー 1 通

5 申立てを行う前にご確認いただきたいこと

(1) 外務省（外務大臣）に対する援助申請はお済みですか？

ハーグ条約実施法によって、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所に親子交流調停（審判）を申し立てる場合には、外務大臣からハーグ条約実施法による外国返還援助決定若しくは日本国交流援助決定を受けていること、あるいは、子の返還の申立てをしたことが前提となります。

また、あらかじめ、外務省（外務大臣）に対する援助申請がされた場合、外務省では必要に応じて関係機関から情報を収集して、子の住所や子と同居している方の氏名や住所の特定が行われます。仮に、子の住所や子と同居している方の氏名・住所が判明しない場合には、裁判所としてはそのまま手続を進めることができません。このような場合、まず、申立人において必要な情報を独自に収集いただくか、申立人が外務省（外務大臣）に対して援助申請をした上で、外務省が必要な情報を収集することによって手続を進めることとなります。したがって、申立てを行う前には、まず、援助申請を行うことをおすすめいたします。

(2) 裁判所からお送りする書類の送付先を日本国内の場所にして下さい。

申立ての際には、「送達場所等届出書」の提出をいただくこととなりますが、この件に関して裁判所からお送りする決定書等の書類の送付先は、上記届出書に記載された送達場所となります。送達場所は日本国内にして下さい。なお、日本の弁護士を手続代理人として依頼される場合には、弁護士の事務所を送達場所とすることができます。

(3) 常居所地国の法律の調査をお願いすることがあります。

親子交流等の取決めが常居所地国においても効力を有するかどうかは、常居所地国における法律の解釈によることもあります。そのため、調停手続では、当事者双方に、常居所地国における法律の調査をお願いすることがあります。

(4) 相手方又は子の住所地等により管轄が決まります。

1に記載のとおり、原則として、調停であれば相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、審判であれば子の住所地を管轄する家庭裁判所が管轄裁判所となりますが、外務大臣からハーグ条約実施法による外国返還援助決定若しくは日本国交流援助決定を受けている場合、あるいは、子の返還の申立てをした場合には、子の住所地によって、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所においても親子交流調停（審判）の手続を行うことができます。

親子交流調停（審判）手続の申立てがされた場合であっても、他の裁判所に管轄があることが判明したときは、その裁判所に移送されることがあります。

また、ハーグ条約実施法により東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所に管轄がある場合でも、迅速に子の状況調査を行う必要性等諸般の事情を考慮して、子の住所地又は相手方の最寄りの裁判所に移送されることもあります。